課長	係長	担当

機械設備工事特記仕様書

神戸市建築技術管理委員会令和８年 11 月改訂

【注記】各項目において、選択事項がある場合は、●印（●印のない場合は※印）を付けたものを適用する。

1. 工事概要

（１） 工事名称

（２） 建物概要

※構造　　造　　階　　階建　　㎡　　○免震　　○制震

造　　階　　階建　　㎡

延床面積　　㎡・建物高　　m

（３） 工事概要

2. 総則

（１） 設計図書の適用

本工事は以下の設計図書を適用する。なお内容に不一致がある場合の優先順位は以下による。

ア．質疑回答書（追記事項を含む）

イ．設計書

ウ．特記仕様書

エ．図面

オ．国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修　公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
上記仕様書、標準図は、全て令和７年版を適用する。

（２） 参考図書

施工にあたり、以下の図書を参考にして適正な自主管理に努める。

ア．国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　機械設備工事監理指針　令和７年版

イ．一般社団法人公共建築協会編集　公共建築工事標準仕様書に基づく機械設備工事の施工管理（施工計画書作成要領）令和５年版

ウ．建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）

エ．建設副産物適正処理推進要綱

（３） 施工業者について

本工事及び本工事に電気設備工事、建築工事を含む場合の施工業者は、原則として神戸市行財政局契約監理課入札参加業者より選ぶものとする。

（４） 官公署等への手続

本工事に必要な関係官公署その他関係機関への諸手続は遅滞なく行う。この諸手続には改修工事等における「工事中消防計画」を含む。なお、これらの手続きに要する費用は、受注者の負担とする。

（５） 提出書類

ア．神戸市工事請負契約約款に基づく提出書類、設計図書に記載されている提出書類、その他監督員の指示あるものについては、書類を作成し遅滞無く提出する。

イ．設計変更が生じた場合は、監督員の指示により資料（変更箇所を朱記した施工図等）を作成し、監督員に提出する。

（６） 工事実績情報の登録

工事請負金額が 500 万円以上の場合は、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認並びに発注者情報の記入を受けた後に（一財)日本建設情報総合センター(JACIC）に登録申請を行い、登録完了後、「登録内容確認書」を監督員に提示する。

余裕期間制度活用工事の場合、登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。

（７） 施工体制台帳及び施工体系図

ア．下請負契約を締結した場合は、「施工体制台帳等の作成にあたって（神戸市建築技術管理委員会事務局)」を参照し、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成したものの写しを監督員に提出する。(作業員名簿は国土交通省ホームページで掲載されている作成例を標準様式とする。）ただし、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置（建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置）を講じている場合は、施工中において写し（システムで確認できる書類(注)のみ）の提出を不要とできる。完成時は帳票出力可能な書類(注)のみ電子データ（PDF）での提出を認める。また、同条による施工体系図を作成し、公衆及び工事関係者の見やすい場所に掲示する。

(注)施工体制台帳、施工体系図、下請負業者編成表、再下請負通知書、作業員名簿、社会保険加入状況をいう

イ．警備業については建設業ではないが、現場管理上重要であることから、下請契約を行う場合は原則記載の対象とする。ただし、建設業及び警備業以外の業種（運送業など）は施工体制台帳の作成は不要とする。

（８） 中間技術検査

ア．中間技術検査の要否は、以下による。

イ．中間技術検査の実施は、出来高の検査時期又は次の各号のとおりとする。

(ア) 建て方完了時又は躯体完了時

(イ) その他工事担当課長の判断により有効と思われる時期

ウ．中間技術検査の実施回数は、工期が１年未満の工事は年１回程度、１年以上の工事は２回程度とする。(工事の重要度などに応じ実施回数を増減することがある。)

エ．中間技術検査の対象工事は、次による。

※　当初契約金額が５億円以上かつ工期が６ヶ月以上の工事

※　当初契約金額が１億円以上の低入札価格契約工事（低入札価格調査手続要綱第４条で定める基準価格を下回る額で契約を締結した請負工事）

○次のいずれかに該当し、設計担当課長若しくは工事担当課長が必要と認めた工事

- 契約約款第 37 条（部分引渡し）の適用に伴う検査（指定部分）の実施にあわせて、技術的検査を行うことが適切な場合
- 当初請負金額が３億円以上かつ工期が６ヶ月以上で、施工上の重要な変化点等で技術的検査を行うことが適切な場合
- その他工事の施工上、技術的検査を行うことが適切な場合

（９） 建設副産物の発生の抑制、適正処理及び再利用の促進等

ア．解体材、工事発生材等は、工事敷地内で焼却処分、埋立て処分をしてはならない。

イ．建設副産物の発生の抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）」で定める対象建設工事について「再生資源利用〔促進〕計画書」を工事に着手する概ね 10 日前までに、また「再生資源利用〔促進〕実施書」を工事完了後速やかに、「コブリス・プラス（建設副産物等の情報登録システム）」にて作成・提出し、ダウンロードした PDF データを監督員に提出すること。

・コブリス・プラス（建設副産物等の情報登録システム）
https://fkplus.jacic.or.jp/

ウ．リサイクル阻害要因説明書の提出（国土交通省「建設リサイクル推進計画」への協力）について
特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が 100%未満の項目がある場合（建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など）は、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し工事完了後速やかに電子データおよびプリントアウトしたものを監督員に提出すること。

問い合わせ先（環境局環境保全課）
https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kensetsu_recycle_11.html

エ．建設副産物実態調査（センサス）について
国土交通省が「建設副産物対策連絡協議会」を通じて行う建設副産物実態調査（センサス）の調査年度にあたる場合、請負人は「建設リサイクル法」に基づき、省令の再生資源利用〔促進〕実施書を工事完了後速やかに、「コブリス・プラス（建設副産物等の情報登録システム）」にて作成・登録し、ダウンロードした PDF データを監督員に提出すること。（対象工事：最終請負金額が 100 万円以上の工事）

オ．建設工事に伴う産業廃棄物は、分別解体等の上、搬入施設へ所定の手続きを行い搬入する。
なお、費用はすべて受注者の負担とする。産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物は廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータの写し、紙マニフェストを使用した場合は E 票を監督員に提示する。なお、電子マニフェストを可能な限り使用すること。

・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html

カ．「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づく特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）は、正当な理由がある場合を除き、分別解体の上、リサイクル施設に搬入し処理を行う。なお費用はすべて受注者の負担とする。

キ．建設資材廃棄物の引渡完了報告（神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第 18 条の 11）について
建設リサイクル法対象工事のうち、建築物の解体工事及び建築物以外の工作物等の解体を含む工事の請負人は、すべての建設資材廃棄物について産業廃棄物処分業者への引き渡しが完了してから（最後の廃棄物を引き渡してから）15 日以内に（期限内に報告が難しい場合は、マニフェストが返送され次第、速やかに）、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）にて「建設資材廃棄物の引渡完了報告」を行うとともに、監督員へ報告すること。
必要添付書類「電子マニフェスト受渡確認票と一覧表」「搬出車両記録表」「再生資源利用（促進）実施書」詳細は下記ホームページ参照

問い合わせ先（神戸市環境局環境保全課）
https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/industry/kanryouhoukoku.html

手続き方法（e-KOBE（神戸市スマート申請システム））
https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/3d75082d-ac07-4269-95b3-8b8e35b98337/start

ク．コンクリートがら、アスファルトがら及び廃路盤材等の搬出先施設は、※神戸市ホームページ掲載の施設とし、木材・混合廃棄物及び建設汚泥等の搬出先施設は、以下の神戸市ホームページ掲載の施設又は中間処理業（廃掃法）の許可を受けている業者の施設（発生木材については再資源化のための施設に限る）とし、決定にあたっては、監督員の承諾を得る。

※https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html

ケ．廃石綿等の搬出先施設は、下表の施設又は廃掃法で許可を受けている業者の施設とする。
なお、搬出先の決定にあたっては監督員の承諾を得ること。

区分	施設名	所在地	電話
最終処分施設（管理型）	三重中央開発(株)	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地	0595-20-1119
	(株)ヤマゼン	三重県伊賀市治田字枡ノ木 2441 の 1	0595-20-2131
	(株)南都興産	奈良県御所市大字蛇穴 406 番地の 1	0745-65-2017
	(株)京都環境保全公社	京都府船井郡京丹波町猪鼻冠石 2-1	0771-88-0431
	(株)環境保全センター	神戸市西区神出町東字座頭谷 1216-4	078-965-0630
	神戸エコシステム(株)	神戸市西区神出町田井字南山 1319-2-11	078-965-2107
中間処理施設	(株)クリーンステージ	大阪府和泉市ﾃｸﾉｽﾃｰｼﾞ 2 丁目 3-30	0725-51-3933
※中間処理施設は、焼却（溶融）処理とする。			

コ．廃棄されるエアコン類からは、フロン回収を行い、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」及び「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に基づき適正に処理しなければならない。受注者は適正に処理したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。

(10) グリーン調達に関する資料の作成
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく神戸市調達方針の重点品目及び調達を推進する環境物品等については、所定の様式により資料を作成し工事完成時に監督員に提出する。

(11) 公共工事労務費調査に対する協力
本工事が、本市が実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等の提出のほか本市が行う調査・指導に協力すること。

(12) 工事特性、創意工夫、社会性等について
工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

(13) 監理技術者等の専任を要しない期間の取扱いについて
建設業法による主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任を要する工事において、工事請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われている期間及び工事完成検査に合格し、工期末までの間については、監督員と協議を行い、打合せ記録等の書面により明確になっている場合、監理技術者等の専任を要しない。

(14) 使用材料・製品製作所の選定

本工事に使用する材料・製品の製作所を選定後速やかに、その一覧表を所定の様式にて提出すること。なお、選定に際しては当該工事場所における製作所のメンテナンス体制を考慮し、監督員が指示する場合はその資料を提出すること。

(15) 市内産品の利用促進について

本工事の施工に必要な各種材料や物品等の調達においては、市内業者が生産、加工、製造品または販売している材料・製品の優先使用に配慮すること。

(16) その他

本特記仕様書及び設計図書に記載のない事項についても、技術上、施工上当然必要なことは監督員と協議の上施工すること。

(17) 損害保険等

※損害保険等は、以下の内容以上の条件により付するものとする。　　○主体工事による。

ア．保険種目

・　建築工事（基礎工事を含む）及び付帯設備工事を対象とする「建設工事保険（又は組立保険）」

・　第三者賠償責任損害を担保する「請負業者賠償責任保険」

イ．保険契約者

・　受注者

ウ．被保険者

・　発注者、受注者、関係下請負人（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）

エ．保険期間

・　工事着手時から工事目的物引き渡しまでの期間とする。

オ．保険金額又は填補限度額

・　建設工事保険（又は組立保険）は、請負金額全額（解体撤去工事を除く）

・　請負業者賠償責任保険の対人賠償保険金額は、１名１億円以上かつ１事故
（※５億円以上・○　　円以上）、
対物賠償保険金額は１事故（※１億円以上・○　　円以上）

カ．特約条項の付帯

・　建設工事保険（又は組立保険）は「水災危険担保特約条項」

・　請負業者賠償責任保険は「被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）」及び「請負業者管理者特約条項（管理下財物に関する特約）」

(18) 完成図書及び工事写真

ア．適用図書等

神戸市 HP（下記 URL）並びに下記適用図書による。

https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html

完成図書

・　神戸市建築設備工事完成図書電子納品要領〔建築設備工事版〕：神戸市 HP

・　神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン：神戸市 HP

工事写真

・　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック
機械設備工事編　令和５年版

・　小黒板情報電子化

イ．提出様式、部数

電子データ

・　データ形式（詳細は上記適用図書による）
①完成図：CAD（オリジナルデータ及び DXF）形式、PDF 形式
②保全に関する資料：PDF 形式
③工事写真：PDF 形式
④その他：オリジナルデータ形式
保存媒体：CD－R または DVD－R
提出様式：※完成図書（下記）に媒体を綴込　○A4 版紙製ファイルに媒体を綴込＿＿部

完成図

・　様式／部数：○原寸（見開き）製本＿＿部　○縮小（A3 見開き）製本＿＿部
○主体工事に準ずる

・　表紙、背表紙：完成図書に準ずる。

・　工事完成時における設備の最終状態を正確かつ明瞭に記載する。
以下を標準の構成とするが、詳細は監督員との協議による。
①配置図　②機器表　③各設備系統図　④各階平面図及び凡例　⑤各部詳細図　⑥機器姿図等
⑦その他

完成図書

・　対象：下記一覧表による

・　施工図提出の要否　※不要　　○要

・　様式：A4 版（○黒表紙金文字バインダー　○パイプ式ファイル　○紙製ファイル）

・　部数：※１部　　○＿＿部　　○主体工事に準ずる

・　表紙：「年度、工事名、完成図書、工期（着工年月、完成年月）、請負人名」を明記。

・　背表紙：「年度、工事名、完成図書、請負人名」を明記。

・　厚さが 10cm を超える場合は監督員と協議の上で分冊とし、表紙及び背表紙に No.○／○を記入する。

ウ．完成図書を構成する書類一覧表

番号	項目	提出書類名	紙媒体	
1	完成図	完成図面	※	2つ折製本
2		施工図面（提出を要とした場合）	○	
3	保全に関する資料	機器完成図	○	紙製図書
4		機器製作所の性能表・性能試験成績書	○	
5		設計条件資料	○	
6		各設備システム取扱説明書	○	
7		装置・機器取扱説明書	○	
8		初期設定状況説明書	○	
9		設備台帳（一覧表、個表）	○	
10		試運転・各種測定データ記録	○	
11		適用法令一覧	○	
12		緊急連絡先一覧	○	
13		物品引渡書	○	
14		関係官公署届出書控(電子申請写し含む)、検査証	○	
15		その他保守上必要な書類	○	
16	その他		○	

(19) 数量公開

公開数量は、神戸市工事請負契約約款第１条に定める設計図書ではなく、参考数量として取り扱う。

(20) 関連工事との取合

工事施工に際し、各機器の割振、建築、電気、ガス、その他関連工事との取合い等について、関連工事等の関係者と調整の上、原則として事前に監督員に施工計画書、施工図面及び実施工程表を提出の上承諾を得ること。

(21) 施工計画調査

改修工事において、現行法令に適合しない箇所が確認された場合は、監督職員と協議すること。

(22) 埋蔵文化財の処理

工事の施工中に埋蔵文化財等を発見した場合は直ちに作業を一時中止し、その取扱いについて監督員の指示をうけること。

(23) 有価物件の処理

現場において発生した有価物件は、そのままの状態に保ち、監督員の指示により処理する。

(24) 余裕期間制度

余裕期間制度とは、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。適用する場合の方式（発注者指定方式・任意着手方式・フレックス方式）は設計書による。

余裕期間内（フレックス方式の場合は、工期の始期日の前日迄は余裕期間内）は、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材搬入、仮設物設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後、工期の始期日の変更の必要が生じた場合は、監督員と協議の上、契約変更（工期変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。

フレックス方式の場合、契約締結後に工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した後期の終期日の変更は行わない。

受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者設置通知書」により発注者に通知しなければならない。

(25) 工事情報共有システム

○監督員の承諾を得たうえで、工事情報共有システムを使用すること（LGWAN 環境で使用できるものを選定すること。）。

(26) 電子検査と機材の準備

完成検査等の技術検査においては、神戸市建築設備工事電子検査実施要領に基づく電子検査とする。また、留意すべき事項として「神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン」を参照すること。

「神戸市建築設備工事電子検査実施要領」

「神戸市建築設備工事完成図書電子納品運用ガイドライン」

神戸市ホームページ参照

https://www.city.kobe.lg.jp/a33607/business/todokede/jutakutoshikyoku/setubi/koji.html

(27) 工事の一時中止に係る事項

ア．神戸市工事請負契約約款第 20 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下基本計画という。）を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具費等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

イ．工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

(28) 施工条件

ア．行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。ただし、設計図書に定めのある場合、監督員が指示又は監督員の承諾を受けた作業は行うことができる。

イ．年末年始、夏期休暇等により長期間現場の作業を休止する場合は、事前に長期休暇の現場管理及び連絡先についての書面を作成し、監督員に提出する。

(29) 週休２日制工事

週休２日制工事の詳細については「神戸市週休２日制工事実施要領」による。

神戸市ホームページ参照

https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kurashi/machizukuri/institution/kentikugikan/syukyu2kojisokusin.html

ア 本工事は週休２日制工事として次により指定する。

※発注者指定方式

○完全週休 2 日制（週単位の週休 2 日制、土日閉所を原則とする）

※月単位の週休２日制（土日閉所を原則とする）

○通期の週休２日制

○受注者希望方式（完全、月単位又は通期の週休２日制）

○主体工事による

イ 公共工事における週休２日の実現の更なる推進のため、「毎月第２・第４土曜日」は現場閉所に努めるものとし、毎月第２・第４土曜日の閉所予定及び実績を「週間工事工程表」等に記載し、市監督員に提出し報告すること。なお、建設現場一斉閉所日に閉所できなかった場合であっても、この事だけの事由によるペナルティはない。

また、毎月第２・第４土曜日を閉所する現場においては、「建設現場一斉閉所」のポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、近畿地方整備局ホームページに掲載。サイズはＡ３ラミネート加工程度とする。

https://www.kkr.mlit.go.jp/news/top/press/2024/20250321-1kensetugenbaisseiheisyokakudai2.html

ウ　建設業界における「目指せ！建設現場土日一斉閉所」運動の取組みに協力するため、週休２日（毎週土日閉所）に取り組む現場においては、「目指せ！建設現場土日一斉閉所」運動ポスターを工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。ポスターは以下、日本建設業連合会ホームページに掲載。サイズは A3 ラミネート加工程度とする。
https://www.nikkenren.com/rss/topics.html?ci=2227&ct=6

(30) 現場代理人の兼務について（下請工事の場合対象外）

本工事が、現場代理人の兼務に関する手続要領第２条に定める工事に該当する場合
※兼務可　　〇不可

不可の理由
〇本工事が、２箇所以上の工事場所を含んでいるため
〇本工事の施工に関し、制約条件が付加されているために、安全管理、工程管理等の工事現場運営、取締りに関して、現場代理人の業務が煩雑であるため
〇安全管理、工程管理等について施設管理者や別途工事関係者と頻繁に調整を要するため（下記による）
　〇施設を運営しながら工事を施工する居ながら工事
　〇別途工事と工事範囲が一部重複、錯綜する出会い工事
　〇上記に当てはまらない個別の特殊事情がある場合
　　個別の事由：（　　）

(31) 主任技術者及び監理技術者の配置について

ア．本工事に配置する主任技術者及び監理技術者が、建設業法第 26 条第３項ただし書の要件に該当する場合
※専任特例１号及び専任特例２号の適用可　　〇専任特例１号のみ適用可
〇専任特例２号のみ適用可　　〇不可（理由：　　）
「専任特例１号」「専任特例２号」の要件は、下記イによる。

イ．本工事において、建設業法第 26 条第３項ただし書第一号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置を行う場合（以下「専任特例１号」という。）は以下の（１）～（８）の要件を、また、第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合（以下「専任特例２号」という。）は以下の（９）～（16）の要件を全て満たさなければならない。なお、「専任特例１号」と「専任特例２号」の併用はできない。

「専任特例１号」
(1)　各工事の請負金額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。
(2)　工事現場間の距離が、同一監理技術者等がその１日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が概ね片道２時間以内であること。
(3)　下請け次数は当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて３次以内であること。
(4)　当該建設工事に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該工事が建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の建設工事に関し実務経験を１年以上有する者に限る。）を当該工事現場に配置すること。
(5)　当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。
(6)　人員の配置の計画書を作成し現場に備え置き（電磁的記録媒体による措置も可）、帳簿の保存期間と同じ期間当該工事の帳簿を保管する営業所で保存すること。
(7)　当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
(8)　兼務する工事の数が２を超えないこと。

「専任特例２号」
(9)　建設業法第 26 条第３項ただし書第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
(10)　監理技術者補佐は、請負った建設工事の種類にかかる１級施工管理技士補又は１級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
(11)　監理技術者補佐は請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係であること。
(12)　同一の専任特例２号の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。
（ア）（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
(13)　専任特例２号の監理技術者が兼務できる工事は神戸市内の工事でなければならない。
(14)　専任特例２号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
(15)　専任特例２号の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
(16)　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ウ．「専任特例１号」又は「専任特例２号」の技術者を配置する場合、イ（１）～（16）の事項について確認できる書類を提出すること。

イの事項	提出書類の例
（１）～（８）	人員の配置を示す計画書 (参考様式)工事書類一括入力システム https://www.city.kobe.lg.jp/a31253/kenchikugikan/koukyoukennchikukouji/ikkatu.html?utm_source=recommend&utm_medium=mypage
（９）、(10)	監理技術者補佐の資格を有する書類（１級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など。）
(11)	監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
(12)、(13)	専任特例２号の監理技術者が兼務する工事の工事実績情報システム（コリンズ）の写し等
(14) ～ (16)	業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書など。）

エ．本工事において、「専任特例２号」の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合及び配置を要さなくなった場合は適切に工事実績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。

(32) 統括安全衛生管理義務者の指名

本工事の受注者を労働安全衛生法第 30 条第２項の規定により指名される統括安全衛生管理義務者とする場合がある。

(33) 工事の安全管理

ア．安全衛生管理体制の確立及び具体的な実施内容を定めるなどし、工事現場における安全対策に努める。

イ．工事期間中に、神戸市工事安全管理委員会による安全巡視、及び、その他臨時に安全巡視が実施される場合は、当該安全巡視に協力しなければならない。また、安全巡視において、危険個所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。

ウ．建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（告示第 496 号令和元年９月２日）及び建築工事安全施

工技術指針（国営整第 216 号平成 27 年 1 月 20 日）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。

(34) 遠隔臨場の実施

遠隔臨場に関し適用する工種や機器の性能等は「官庁営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（令和 4 年 6 月）」に基づき受発注者間の協議の上で実施する。

遠隔臨場の適用：　〇実施する

実施内容　　：　〇監督員の立会い等　　〇定例会議等　　〇（　　）

機器等の手配　：　〇受注者　　〇発注者（※SynQ Remote　〇　　）　　〇未定

※上記で「未定」とした場合、機器等の手配に要する費用は設計変更で対応する。

3. 一般共通事項

（1） 現場代理人の腕章

現場作業員及び住民からみた責任者の明確化を図るため、現場代理人及び監理技術者等は腕章を着用すること。なお、腕章の仕様については監督員と協議するものとし、着用箇所は、腕の見易い個所を原則とする。また、腕章の他にも名札を着用することが望ましい。

（2） 交通誘導警備員の配置

		人数	期間	定義
〇	交通誘導警備員 A			警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務）に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定または 2 級検定合格警備員
〇	交通誘導警備員 B		資材搬出入時	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

※期間記入なき場合は完成引き渡しまでの施工期間

※警備業法に定める交通誘導員とする。

※交通誘導員 A の配置が必要な指定路線は兵庫県公安委員会 告示第 202 号の 2 （R7.10.3)を参照のこと。 規則の適用を受ける具体人数は所轄警察署と協議を行い、協議結果を監督員に報告すること。

（3） 監督員事務所

※設けない　　〇設ける（規模･仕上げ･備品等：　　）

（4） 現場標示板

※設置する　　〇設置しない

（5） 仮設工事

ア．工事標示板は、工事名、工期、発注者、施工者、連絡先、その他必要事項を簡明に示した標示板（900×600mm を標準）とする。ただし、現場の状況により監督員の指示があった場合には、大きさ・記載内容について変更する。

イ．請負人詰所、工作上屋、材料置場及び便所などの仮設物を設ける場合は、設置位置その他について監督員の承諾を受ける。

ウ．電力（基本料金共)、水道、ガスなどを必要とする場合は、受注者がその手続きを行い敷設するものとし、原則としてこれに要する費用は、引渡日まで受注者の負担とする。また、引渡日までに行う機器の試運転等にかかる費用も同様とする。

エ．足場（仮設ゴンドラ、移動式足場を除く）を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第 0424001 号平成 21 年 4 月 24 日、厚生労働省基発第 1226 号令和 5 年 12 月 26 日改正)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とする。

（6） 発生材の処理

ア．発注者に引渡しを要するもの　※無し　〇有り（　　）

イ．特別管理産業廃棄物（詳細は、事前調査の結果による）　〇廃石綿等（　　）

ウ．再利用を図るもの（　　）

搬入先（　　）

エ．再資源化を図るもの※コンクリートがら　※アスファルトがら　※木材　〇（　　）

オ．石綿含有廃棄物（詳細は事前調査の結果による）

〇保温材・断熱材（　　）　〇パッキン・ガスケット（　　）

〇成形板等建材（　　）　〇その他（　　）

カ．水銀使用製品産業廃棄物

〇蛍光ランプ（　　）　〇HID ランプ（　　）

〇（　　）

（7） 事前調査

ア．石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大気汚染防止法」という。）に基づき、事前調査の結果を作業開始前に監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場へ据え置く。

イ．石綿調査を行う者の資格

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第一号）第２条第３項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者※1 又は同条第２項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者のうち一定の石綿調査の経験を有する者※1、同条第５項に規定する工作物石綿事前調査者※2とする。

※１：建築物一体設備等を除く特定工作物以外の調査を行う者

※２：工作物（特定工作物及びその他工作物）の調査を行う者

ウ．電子システムによる報告

石綿含有の有無の事前調査結果について、複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合や一定規模（解体工事の場合は解体部分の延べ床面積 80 ㎡、改修工事の場合は請負金額が 100 万円、特定工作物を解体、改造、補修を行う建設工事の場合は請負金額の合計が 100 万円）以上の解体工事の場合は、元請事業者が協力会社に関する内容も含めて、石綿事前調査結果報告システムを用いて、所轄労働基準監督署及び神戸市環境局に報告すること。

報告システム(https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/)

エ．分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日基発第 0821002 号、最終改正令和 3 年 12 月 22 日基発 1222 第 17 号）に基づき、定性分析を行う。

分析方法 JISA1481- 1

分析調査は、次の資格を有する者が行うこと

① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者

② 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者

③ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」

④ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」

⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の【A】定性分析法１による合格者とする。

（8） 表示板等の設置・「事前調査の結果」の掲示・「工事のお知らせ」の掲示

ア．大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿則に基づく事前調査の結果の掲示

大気汚染防止法、石綿則に基づき、事前調査の結果を工事現場の公衆の見やすい場所に掲示すること。（特定工事に該当しない場合も掲示すること。）

イ．石綿則に基づく掲示

石綿則に基づき、平成 17 年８月２日付け基安発第 0802001 号「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」に示す掲示の例を参考に、関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場の見やすい場所に掲示すること。（石綿等がない場合も掲示すること。）

（9） 石綿含有成形板の除去処理工事

ア．石綿則に従い、石綿含有建材の除去においては、技術上困難な場合を除き、切断、破砕等することなくそのまま建築物等からとりはずすこと。技術上困難な場合は監督員と協議すること。なお、けい酸カルシウム板１種を切断、破砕等する場合にあっては、石綿則に従い湿潤化のうえ、隔離等の措置を講じること。

イ．湿潤化は、エアレススプレイヤー等の噴霧器等による噴霧や粉塵飛散抑制剤をスプレーする方法等とすること。

ウ．隔離は、屋内の作業においては作業場の壁面や床面等をプラスティックシート等で覆い、また屋外の作業においては作業場の周囲をパネル、プラスティックシート等で覆うものとする。なお、負圧管理は要しない。

(10) 電気保安技術者

※配置する　　○配置しない

(11) 技能士

○配管施工　　○建築板金施工　　○冷凍・空気調和機器施工　　○熱絶縁施工

(12) 製作承諾図

本工事に必要な製作承諾図及び性能表を提出のこと。

○ポンプ類　○架台　○ボイラー　○全熱交換器　○水槽類　○衛生器具
○温水発生機　○送風機　○濾過機　○ガス器具　○冷凍機　○換気扇
○厨房器具　○排水金物　○冷却塔　○油槽類　○消火機器　○桝類
○氷蓄熱ユニット　○制気口、ダンパー　○浄化槽　○空気調和機　○自動制御機器
○（　　）　○（　　）　○（　　）　○（　　）

(13) 備品その他引渡し

○附属品及び保安工具一式　○ボンテン大小１組　○マンホールフック　○空調機用フィルター100％
○全熱交換器用フィルター100％　○（　　）　○（　　）
○予備品（　　）

(14) 工事区分

※本図による○別表による

項目	部位	本工事	別途工事	項目	部位	本工事	別途工事
スリーブ入れ	梁	※	○	機器基礎		○	※
	壁	※	○			○	※
	床	※	○	機器架台		※	○
箱入れ	衛生器具	○	※			※	○
	消火栓	○	※			※	○
	ダクト	※	○			※	○
	配管	※	○	点検口		○	※

4. 工事共通事項

（1） 土工事

ア．埋戻し　　※現場発生土　　○良質土（○真砂土　　○　　）　○図示
イ．残土処分　　※場内処分　　○場外処分　　○図示
ウ．山留め設置　　※掘削深さ 1.5m 以上の場合、山留を設置すること。
（ただし、土質に見合った勾配を保って掘削できる場合は除く）

（2） 地業工事

砂利地業の砂利は（※再生クラッシャラン　○切込砂利、切込砕石）とする。（C-40 程度）

（3） 地中埋設標

※要（※埋設標　○埋設標示板）　○不要

（4） 耐震対策

ア．本施設は「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和３年版）」に定める建物の耐震安全性の分類において、（○特定の施設○一般の施設）及び（○甲類の建築設備、○乙類の建築設備）と位置づける。また、機器の固定に関しては、「国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修建築設備耐震設計施工指針 2014 年版」による。また、機器の設計用標準水平震度（Ks）を下表に示す。

設置場所	設備機器（水槽類を除く）				水槽類			
	特定の施設		一般の施設		特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
最上階・屋上等	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)	2.0	1.5	1.5	1.0
２階床以上	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)	1.5	1.0	1.0	0.6
地階及び１階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)	1.5	1.0	1.0	0.6

注）() 内の数値は防振支持の機器等の場合に適用する

イ．下記に●を記載した機器については、計算書・施工要領図を提出し、監督員の承諾を得ること。

○ポンプ（　　）　○冷却塔（　　）　○タンク水槽類（　　）
○空気調和機（　　）　○貯湯槽（　　）　○濾過機（　　）
○ファンコイル（　　）　○厨房機具（　　）　○全熱交換器（　　）
○ボイラー（　　）　○送風機（　　）　○温水発生機（　　）
○制御盤（　　）　○冷凍機（　　）　○中央監視装置（　　）
○パッケージ形空気調和機（　　）

なお、天井吊り基礎については、送風機以外の機器についても標準図の施工 32（機器固定要領（b）

に準ずること（機器重量 10kg 以上）ただし、下記の機器は（a）とする。
○（　　）　○（　　）

（5） 機器の基礎

ア．コンクリート基礎等は、原則標準図施工 27（基礎施工要領（一））の（2）アを
※適用する　○（1）（ア）を適用する。

イ．次の機器の基礎は下記のとおりとする。特記なき場合は、標準図による。

	機器名		基礎の種類					
○	空気調和機（室外機）		○	標準基礎	○	防振基礎	○	図示
○	空気調和機（床置き型室内機）		○	防振ゴムパッド	○	木台	○	図示
○	ポンプ		○	標準基礎	○	防振基礎	○	図示
○	送風機	（イ）床置型	○	標準基礎	○	防振基礎	○	図示
		（ロ）天吊型	○	防振基礎	○	防振ゴムパッド	○	図示

（6） アンカーボルト

ア．アンカーボルトの種類
(ア) アンカー　※標準図　○（　　）
(イ) アンカーボルトの長さ　※標準図　○（　　）

イ．機器類のアンカーおよびアンカーボルトの材質
(ア) 屋外設置　※ステンレス
(イ) 浴室・厨房などの多湿箇所　※ステンレス

ウ．配管支持金物のアンカーおよびアンカーボルトの材質
(ア) 屋外露出　※ステンレス
(イ) 浴室・厨房などの多湿箇所　※ステンレス

エ．機器据付あと施工アンカーボルトについては接着アンカーボルト・金属拡張アンカーボルトとすること。
施工及び耐久試験方法は、「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針（国土交通省」、「あと施工アンカー施工指針（案）（日本建築あと施工アンカー協会）」に準じて行うこととし、試験本数は、下記の通りとする。
※1日に施工されたものの各径ごとを1ロットとし、この中から3本を行うこととする。
○（　　）
また、施工計画書（アンカー種類・材質・寸法・施工方法・資格等）を提出すること。

（7） 配管支持金物

ア．屋外露出　※ステンレス　○溶融亜鉛メッキ
イ．浴室・厨房などの多湿箇所　※ステンレス　○溶融亜鉛メッキ
ウ．床下ピット　※ステンレス
エ．スラブ下埋設配管　※ステンレス

（8） 配管の吊り及び支持

ア．鋼管及びステンレス鋼管の配管呼び径 40 以下、ビニル管、ポリエチレン管及び銅管の配管呼び径 20 以下の管についても形鋼振れ止め支持を行うこと。なお、支持間隔は各 8ｍ以下、6ｍ以下とする。
イ．配管の端部については確実に振れ止め支持を行うこと。
ウ．ポンプ吐出管等圧力変動が考えられる曲り部等には、必要に応じ直近にて衝撃防護支持をとること。
エ．冷媒用銅管の立て管は、立て管長 10m 以上の中間部で 1 箇所固定すること。

（9） 地中配管

ア．鋼管類をコンクリート内配管する場合についても、標準仕様書第２編２.７.３による防食処置を行うこと。
イ．スラブ下埋設配管については、標準仕様書第２編２.６.２による吊りを行うこと。なお、吊り棒鋼はスラブより支持をとること。

(10) 鋼管用伸縮継手
○ベローズ型　○スリーブ型

(11) 建築導入部の不同沈下
設置箇所　○建物導入部　※特記部分
仕様　※標準図施工４・５・６　○図示による

(12) 絶縁継手
設置場所　○（　　）　仕様（　　）

(13) 異種管の接合
鋼管とステンレス鋼管、銅管と鋼管　※標準仕様書　○（　　）

(14) はつり
既存の床・壁の配管貫通部の穴あけは原則として、ダイヤモンドカッターを使用する。

(15) 保温・塗装
標準仕様書３.１.４各表、３.１.５各表の保温の種別で選択できるものは原則として（イ）とする。
ただし、（イ）以外を使用する場合は、各特記仕様書（給排水設備工事・空気調和設備工事）の特記による。

(16) 誘導電動機制御及び操作盤
ア．誘導電動機規格　※標準仕様書　○製造者標準仕様
イ．誘導電動機始動方式　※標準仕様書　○製造者標準仕様
ウ．機器付属盤　※標準仕様書　○製造者標準仕様
○次の機器は表示灯を備える。（　　）
エ．インバータ用制御及び操作盤　※標準仕様書　○製造者標準仕様
オ．高調波対策　※講じる　○講じない

(17) 配管溶接部の検査
ア．非破壊検査　※適用　○（　　）
イ．検査方式　※浸透深傷検査、又は磁粉探傷検査　○放射線透過検査
ウ．抜取率　※標準仕様書　○（　　）

(18) 総合試運転調整
○風量調整　○水量調整　○室内外空気の温湿度の測定
○室内気流及びじんあいの測定　○騒音の測定
○飲料水の水質測定（水道法施行規則第 10 条による）
○雑用水の水質測定（建築物環境衛生管理基準による）

(19) 化学物質濃度測定
※行わない　○行う測定時期（　　）
測定対象化学物質（　　）
測定方法（　　）
測定対象室（　　）
測定箇所数（　　）

(20) 配管図示記号

標準仕様書に記載なきものについて、下記とする。

名称	記号
1　鋳鉄管	CIP
2　鋳鉄管（抜け防止形）	CIP-NS
3　配管用炭素鋼鋼管(JISG3452)	SGP(白)、SGP(黒)
4　水道用亜鉛めっき鋼管(JISG3442)	SGPW
5　排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管(WSP032)	SGP-NTA
6　銅及び銅合金継目無管(JISH3300)	CuP
7　耐熱性硬質塩化ビニル管(JISK6776)	HTVP
8　鉛管（SHASE-S203）	LP
9　一般配管用ステンレス鋼管（JISG3448）	SUS
10　遠心力鉄筋コンクリート管（JISA5303）	HP
11　水道用ポリエチレン管（JISK6762）	PEP
12　排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管（WSP042）	D-VA
13　排水・通気用耐火二層管（VP）	FDVD
14　排水・通気用耐火二層管（RF-VP）	RF-FDVD